糸魚川市犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸魚川市犯罪被害者等支援条例(令和4年糸魚川市条例第号)第10条の規定に基づき、犯罪被害者等に支給する見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
 - (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1月以上であり、かつ、通算3日以上の入院(精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服すことができない。)が必要であると医師に診断されたものをいう。
 - (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡し、又は重傷病を受けた者をいう。
 - (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

- 第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円

- イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(第5条の規定による第1順位の遺族(当該犯罪行為が行われた時において、新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項に規定する申請時において、本市に住所を有する者に限る。)をいう。以下同じ。)
- (2) 重傷病見舞金

- ア 支給額 10万円
- イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において、新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項に規定する申請時において、本市に住所を有する者に限る。)
- 2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。
- 3 市長は、第1項各号の支給対象者がやむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、その居住している事実が客観的に確認できる書類の提出により、当該支給対象者が本市に住所を有しているとみなすことができる。

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。他の地方公共団体において、重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

- 第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号 のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、 前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者 の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とみなし、その他 のときは同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給の制限)

- 第6条 第3条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合は見舞金を支給 しないことができる。
 - (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
 - (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪 行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、そ の責めに帰すべき行為があったとき。
 - (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

- 第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(遺族見舞金)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われた時において、 新潟県内他市町村に住所を有していた、又は居住していた者であるときは、 その事実を証明する書類(住民票、戸籍の附票等)
 - (2) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (3) 申請を行う者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等)
 - (4) 申請を行う者が、犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) 以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる 書類(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
 - (5) 申請を行う者が生計維持遺族であり、第1順位遺族の決定に必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等)
 - (6) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第3号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金の支給の申請を行う者は、犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書(様式第4号)及び犯罪被害申告書(重傷病見舞金)(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数及び病名を明記したもの。ただし、精神疾患に係るものにあっては、入院日数の記載を要せず、その

症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったこと を明記したもの)

- (2) 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われた時において、新潟県内他市町村に住所を有していた、又は居住していた者であるときは、その事実を証明する書類(住民票、戸籍の附票等)
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 第3条第1項各号の支給対象者が、やむを得ない理由により第1項又は前項に規定する申請をすることができない場合は、当該支給対象者に代わり、 その親族等が当該申請をすることができる。

(支給の申請期限)

- 第8条 前条に規定する申請は、犯罪行為が発生した日から1年以内に行わなければならない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を申請するときは、当該犯罪被害者が死亡した日から1年以内は、当該申請をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当 に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間 を経過する前に、前条に規定する申請ができなかったときは、その理由がな くなった日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

(支給の決定等)

- 第9条 市長は、第7条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、 見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第 6号)又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第7号)により、当 該申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
- 3 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給決定者」 という。)は、犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第8号)により、市長 に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

- 第11条 市長は、受給決定者が次のいずれかに該当したときは、第9条第1項 の規定による見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定により見舞金の支給の取消しを行ったときは、市長は、犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(様式第9号)により受給決定者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者は、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、市長が別に定める日までに当該見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。